



賃上げ促進税制の見直し（1/3）

一言解説

大企業向けの措置が令和8年3月31日をもって廃止されます。加えて、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されます。中堅企業向けの措置については適用要件が見直されるほか、令和9年3月31日をもって廃止されます。

1. 現行制度の概要

青色申告書を提出する法人が、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度において一定の要件を満たすときは、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増額の一定率に相当する額（税額控除限度額、ただし、その事業年度の調整前法人税額の20パーセント相当額を限度とします。）の法人税額の特別控除ができることとされています。

また、中堅企業（※1）及び中小企業（※2）については、それぞれ全法人向けに比べ有利な条件が措置されています。

（※1）中堅企業（特定法人）とは、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人をいいます。ただし、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超える法人を除きます。

（※2）中小企業者（一定の法人を除く資本金の額等が1億円以下の法人等）又は農業協同組合等

2. 改正の内容

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和6年度税制改正において、賃上げ促進税制が抜本的に強化されました。足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあります。このように、企業の賃上げをめぐる状況は令和6年度税制改正当時と大いに様変わりしているため、令和8年度税制改正では、次の措置が講じられます（所得税についても同様）。

（1）国税

① 大企業（全法人）向け

令和8年3月31日（令和8年4月1日以後開始事業年度）をもって廃止されます。

② 中堅企業（特定法人）向け

Ⓐ 制度見直し

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われます。

Ⓐ 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合が、継続雇用者等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行：3%以上）である場合とされます。

適用時期

大企業向け及び教育訓練費に係る上乗せ措置は、令和8年3月31日をもって廃止されます。また、中堅企業向けは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について一定の見直しがされた上で、令和9年3月31日をもって廃止されます。



賃上げ促進税制の見直し（2/3）

⑥ 繼続雇用者給与等支給額の継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置が、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には15%）を加算する措置とされます。

⑤ 廃止時期

適用期限である**令和9年3月31日（令和8年4月1日以後開始事業年度）**をもって**廃止**されます。

③ 教育訓練費

教育訓練費に係る上乗せ措置については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、**令和8年3月31日（令和8年4月1日以後開始事業年度）**をもって**廃止**されます。

現行			令和8年度			令和9年度		
項目	継続雇用者給与総額 中小：全雇用者給与総額	控除率	継続雇用者給与総額 中小：全雇用者給与総額	控除率	継続雇用者給与総額 中小：全雇用者給与総額	控除率		
大企業向け	前年比+3%	10%	廃止	10% 15% 20% 25%	廃止	期限到来時に適用状況を踏まえ 必要な見直しを検討		
	前年比+4%	15%						
	前年比+5%	20%						
	前年比+7%	25%						
中堅企業向け	前年比+3%	10%	現行と同じ	10% 15% 25%	上乗せ措置を廃止	上乗せ措置を廃止		
	前年比+4%	25%						
中小企業向け	前年比+1.5%	15%	現行と同じ		上乗せ措置を廃止			
教育訓練費	—	—	上乗せ措置を廃止		上乗せ措置を廃止			

留意事項

子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（+5%）は、継続して適用が可能です。



賃上げ促進税制の見直し（3 / 3）

(2) 地方税

- ① 紙与等の支給額が増加した場合の**付加価値割**の課税標準からの控除制度（**中小企業向けの措置を除きます。**）が適用期限である**令和9年3月31日**の到来をもって**廃止されます**。
また、**令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度**について、次の**見直し**が行われます。
- Ⓐ 適用対象を、常時使用する従業員の数が**2,000人以下**である**法人に限ることとします**。
 - Ⓑ 適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が**4%以上**（現行：3%以上）であることとします。
- ② 上記(1)の国税の見直しに伴い、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。